

# 平成 2 7 年川西町議会

## 第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 7 年 6 月 8 日

閉会 平成 2 7 年 6 月 1 2 日

平成 2 7 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 7 年 6 月 8 日

平成27年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成27年6月8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年6月8日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事兼総務部長兼産業建設部長 河井美樹 福祉部長 下間章兆      会計管理者 松本雅司 教育次長 栗原 進      水道部長心得 福本哲也 総務課長 奥 隆至      財政課長 西村俊哉 長寿介護課長 堀内規世子	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 議会事務局 高木敬子 モニター係 飯田浩之	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福西広理 議員	4番 伊藤彰夫 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成27年6月8日(月)午前 10 時 00 分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告  議会報告
	報告第2号	平成 26 年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	平成 26 年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書
	報告第4号	平成 26 年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
	報告第5号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	承認第1号	平成 26 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第6	承認第2号	平成 26 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
第7	承認第3号	平成 26 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について
第8	承認第4号	平成 26 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第9	承認第5号	平成 26 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第 10	承認第6号	平成 26 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について
第 11	承認第7号	平成 27 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第 12	承認第8号	川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
第 13	承認第9号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第 14	議案第 33 号	平成 27 年度川西町一般会計補正予算について
第 15	議案第 34 号	平成 27 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 16	議案第 35 号	平成 27 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第 17	議案第 36 号	川西町表彰条例の一部改正について

第 18	議案第 37 号	川西町議会委員会条例の一部改正について
第 19	議案第 38 号	川西町行政組織条例の一部改正について
第 20	議案第 39 号	川西町職員定数条例の一部改正について
第 21	議案第 40 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 22	議案第 41 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第 23	議案第 42 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について
第 24	議案第 43 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 25	議案第 44 号	川西町ふるさと応援基金条例の一部改正について
第 26	議案第 45 号	川西町立学校施設整備基金条例の廃止について
第 27	議案第 46 号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 28	議案第 47 号	川西町福祉施設条例の一部改正について
第 29	議案第 48 号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 30	議案第 49 号	川西町道路線の認定について
第 31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 32	同意第2号	川西町公平委員会委員の選任について
第 33	同意第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第 34	発議第3号	農業委員会委員の推薦について

(午前10時00分 開会)

議 長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより平成27年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、平成26年度及び平成27年度の補正予算や条例の一部改正の専決処分、平成27年度補正予算、条例の一部改正や廃止、人事の同意など、多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(寺澤秀和君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 福西広理君及び4番 伊藤彰夫君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より12日までの5日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第2号、平成26年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書及び報告第4号、平成26年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお手元に配付しておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第5号、平成27年3月から平成27年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成27年3月から平成27年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

3月及び4月につきましては堀監査委員とともに、また、5月につきましては

中嶋監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成26年度及び27年度の川西町一般会計、特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 以上で諸報告を終わります。

続きまして、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

4番議員 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） おはようございます。伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問をいたします。

さきに通告してありますように、学校教育の取り組みについてであります。

昨年11月の町広報で、川西町の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。この全国調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題及び改善を図ることを目的として実施されています。

本町教育委員会では、この目的を踏まえ、結果が公表されました。この調査結果を見ますと、全国の学力評価平均値に対して奈良県平均値は若干低く、川西町の平均値は県平均値よりも低くなっていました。この結果を受けて、本町教育委員会では、学力の現状分析を行い、優れている点、不足している点を明確にし、さらに子どもの日常生活のアンケート調査を行って問題点や課題を抽出し、その改善策や対応策を検討されています。さらに、公表することにより、保護者や町民の皆さんに教育への関心を高めていただき、教育について考えていただく機会になることを願うとともに、児童生徒の学力向上には学校と家庭の連携が必要であるということを訴えています。

また、平成27年度の本町教育委員会の「学校教育の指導方針」を見ますと、今までになかった新たなキーワードとして、「学校力向上のために」という言葉が使われています。これは、昨年の調査結果の公表を意識されて、これからの学校教育に対する意気込みのあらわれと私は感じています。もちろん、学校教育は学力だけで評価するものではありません。学校教育は、学力に加え、人間性、社会性、心身の健康、生きる力などを総合的に教え育てていくことだと思っています。

そこで、改めて本町における学校教育の取り組みについて、教育長のお考えをお尋ねします。

また、特に本町の子どもたちの学力及び学校力向上について、町長の所見をお伺いします。

もう1点、子ども議会についてお尋ねします。

今年1月に開催された子ども議会において、6年生全員が議場に入って子どもたちによって議会が進められ、子どもたちの貴重な意見を聞くことができました。この経験は、子どもたちにとっても、自分たちの生活のことやまちのことを考えるよい機会になったと感じました。

今後も子どもたちのために、町の将来のために、学校教育の一環として継続すべきと考えますが、町としてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

議長（寺澤秀和君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、学校教育の取り組みについてということで、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問の中にもありましたが、学力・学習状況調査は、教育施策の成果と課題についての分析、そして改善のために実施されているものであり、また、公表した学力は、学校教育として担っている知・徳・体のバランスのとれた育成、その一部であります。

昨年度の公表結果については、数値的には少し残念な結果となってしまいましたが、学習状況等の結果の分析から、学力に影響を与えている本町児童の傾向、例えば家庭での計画を持った学習を行っている子どもが全国・県よりも少ない、1日の携帯・インターネットの利用時間が全国・県に比べて非常に長いなどの課題について把握できたことは、メリットがあったのではないかと考えております。これら課題につきましても、学校だけで対応できるものではないことから、保護者、御家庭においても御協力を願わなければ解決には至っていかないと考えております。

学力アップ、規範意識の醸成につきましても、何かに取り組むことですぐに向上していくというような特効薬的なものはなく、地道に子どもたちを支える関係者が努力して取り組んでいく必要があります。これを踏まえ、学校、教員、保護者、地域が、地域の学校として学校をよくしていくことを目的に、それぞれがそれぞれに努力また協働しながら、一体となって本町の目指す「夢と希望にあふれた生き生きした子ども」の育成に取り組んでいければと考えております。

しかしながら、全国・県平均を下回っている学力につきましても、二極化・三極化している成績を底上げしていく必要もあるとの判断から、本年度は、2学期からの実施を目標に、小学生を対象としたボランティアによる補充学習教室を週1回文化会館で、また、学校では放課後学習に取り組み、全国の平均に少しでも近づいていければと考えているところです。また、底上げを図っていくことによりまして、不登校の一因ともなっています中1ギャップの解消の一助にもなればとも思っております。

議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、子どもたちの学力、学校力の向上につ



いての町長の所見、子ども議会の継続についての考えについてお答えいたします。

本年4月、教育委員会制度の大きな変革となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、総合教育会議を通して教育委員の皆様方とともに本町における教育について協議していけるのは、非常に有意義なものがあると感じております。

御質問にある学力及び学校力の向上についてでございますが、まず、学力の向上のためには、教員の皆様の御努力・御尽力に委ねる部分が大いとは思っておりますが、補完的な対応といたしまして、町といたしましても各種予算の充実に努めてまいりますとともに、現在教育委員会、学校において取り組みを予定していただいております補充学習教室、放課後教室の充実なども図り、学力の向上につなげていければと考えているところでございます。

学校力の向上につきましては、教育長からもお話がございました、学校、教員、保護者、地域が、地域の学校として学校をよくしていくという意識を持って取り組んでいくことが大事になってくると思っております。

議員各位におかれましても、川西町の学校力の向上について御支援、御協力を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、子ども議会の継続についてでございますが、6年生が社会科の授業として学習する「わたしたちのくらしと政治」の体験の場所、また、自分たちの住んでいるまちのことを考える一つの機会として、教育委員会とも協議を行い、本年1月に第1回目子ども議会として開催させていただきました。議員各位には何かと御協力いただき、ありがとうございました。子どもたちも、自分たちのまちがどうしたら住みやすいまちになるのかを真剣に考えてくれる、よいきっかけになったとも思っております。また、行政の組織、そして議会というものをじかに経験ができたことで、町行政がどのような手続で進められているのかも一部体験でき、有意義な学習にもなったのではないのでしょうか。

今後の開催につきましては、教育委員会、学校とも御相談しながら、継続の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） ただいま、学力・学校力向上に向けての御答弁がございました。学校と家庭との連携を強化して充実させていく、それと、教職員はもちろんのこと、保護者、地域とも一体となって、地域の学校として充実させていくという説明がございました。これは私も全く同感でございます。

学習に対しては、興味を持てるように、そのような周辺の環境を充実させていくことが大切だと思います。

いずれにせよ、今後、少しずつでも学力が向上していくことを期待しております。そして、子どもたちが伸び伸びと育つ川西町にしていっていただきたいと考えております。

子ども議会につきましては、今後も継続の方向で進めるということをお聞きし

て、安心いたしました。

また、今年の4月から、町の図書館の休館日が水曜日から月曜日に変更になったこと、金曜日の夜が7時まで開館しているということ、これも子どもたちの意見を反映されたことではないかなと私は見ております。

今後とも子どもたちのすばらしい意見に耳を傾けていただき、すばらしい子どもたちの育つ環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 2番議員 安井知子君。

2番議員（安井知子君） おはようございます。3つ質問させていただきます。

1つ目、高齢者等福祉情報の提供について。

昨年、72歳の女性が小柳のローソン前で軽自動車にはねられるという交通事故が発生しました。意識不明のまま救急車で病院に搬送され、翌日、警察による調査の結果、「憩いの家・掃除」というメモが出てきました。そのメモから、前日、梅戸の老人会の役員会でそのような話があったとわかり、梅戸の自治会長、親戚の方、役場の方とで病院へ行き、確認し、また女性の自宅を調べ、名古屋の弟さんと連絡がつき、結果、弟さんが引き取った実例があります。

世間では認知症の老人の行方不明が多発し、身元確認ができず、施設で預かっている状態だと新聞・テレビで発信されています。警察は、「高齢者のみの世帯、独居老人の名簿を欲しいのだが、行政は個人情報だからと提供してくれない」と言っておられました。

一方、平成27年2月の民生委員の定例会におきまして、「消防組合より、平成28年4月1日より高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の運用開始を目指し、119番通報受け付け時に災害地点情報と現場支援情報を出動隊に迅速かつ的確に提供するため、市町村で保有しているひとり暮らし老人、身体障害者及び特定疾患難病者等の福祉情報を提供してほしいとの依頼がありました」と、行政から説明がありました。行政は、このとき、この資料は民生委員が集めた資料だから、民生委員の賛同を得たいと、民生委員の賛否をとられ、消防組合への情報の提供が認められました。

今後、警察より情報提供を求められたとき、川西町はどのように対応されますか。

2つ目の質問でございます。行旅について。

平成27年3月に発生しました行旅（行き倒れ）に関し、過去に関係があったという理由で、病院から遺体を引き取られました。しかし、お金がないからと、自治会に持ち込まれました。そこで、行政に相談したところ、簡単な葬儀の費用の出どころを本人の住民票のある和歌山県と行き倒れになった奈良県の福祉事務所で話し合い、奈良県の福祉事務所が負担してくださることとなりました。でも、それで終わりではありません。遺骨の始末に困っております。川西町は、遺骨に対する対策はあるのでしょうか。

今後ともこのような案件は多々出てくると思います。警察、消防組合、行政、民

生委員、自治会等の連携及び情報の共有が大切かと思えます。町長の御所見をお伺いいたします。

3つ目、生活困窮者自立支援制度について。

今年4月からの生活困窮者支援法の施行に伴い、生活困窮者自立支援制度が始まります。川西町におかれまして、生活困窮者向けの相談窓口の設置及び自立相談支援事業をどのように進められますか。支援内容については、自立支援事業、国庫負担4分の3、住居確保給付金の支給、国庫負担4分の3、就労準備支援事業、国庫補助3分の2、一時生活支援事業、国庫補助3分の2、家計相談支援事業、国庫補助2分の1、生活困窮世帯の子どもの学習支援、国庫補助2分の1、就労訓練事業、以上でございます。国庫負担、国庫補助がいただけるようです。町民によくわかるようにお知らせください。

助けてほしい人はたくさんいると思います。制度が始まったことを知らない人もいます。高校を中退して職に就けない、何年たってもパートに甘んじなければならぬ、何か資格を取りたいが、お金がない、知識がない、また制度の利用の仕方がわからない、窓口に出向くことさえわからない、このような人たちにこそ、どのように手を差し伸べることができるか考えるべきだと思います。

最後に、この制度を利用してよかった、助かったという声が聞きたいものです。よろしく対処をお願いいたします。

終わります。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 安井議員の御質問、高齢者等福祉情報の提供について、行旅について、生活困窮者自立支援制度についてお答えいたします。

まず、高齢者等福祉情報の提供についてでございます。

安井議員お述べのような事例は、昨年ございました。幸い、意識不明の方が持っておられたメモで身元を推定する情報がございましたので、すぐに身元が判明いたしました。

また、認知症の高齢者の行方不明が他府県で数多く発生しているようでございます。まずは御家庭で高齢者の方の身元を確認できるものを常に身につけるよう対策を講じていただきたいと思いますと考えております。

身元を特定するものがない行方不明者等の情報提供を警察から求められた場合、川西町では、高齢者の見守り及び緊急事態対応の基礎資料とするために、川西町民生児童委員高齢者実態調査実施要綱に基づき、民生児童委員さんに調査を実施していただいております。この要綱の中に、「この調査の実施に関し必要な事項は、川西町民生児童委員協議会において定める」となっておりますので、情報提供の依頼がございましたら、川西町民生児童委員協議会に諮りまして、認められた場合に情報提供させていただくこととなります。

次に、行旅に関する遺骨の件についてお答えいたします。

安井議員には、自治会長として、身寄りのない方の葬儀を行っていただき、本当にありがとうございました。

葬儀後の遺骨の管理に困っておられるとのことで、回答させていただきます。

遺骨は、家族・親族が引き取り、供養されるのが一般的ですが、身寄りのない方の遺骨は引き取り手がなく、無縁仏となってしまいます。川西町は、直接運営している墓地はなく、無縁仏を引き受けることができないのが実情でございます。しかし、川西町には、自治会の連合で運営されている八ヶ郷墓地があり、こちらの墓地を管理されている安養院様において無縁仏の遺骨を引き取っていただけることを確認しておりますので、安養院様に御供養をお願いされますことを検討していただきたいと思います。

次に、生活困窮者自立支援制度についてお答えいたします。

平成27年4月から実施される生活困窮者自立支援制度の実施主体は、福祉事務所設置自治体、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村となっております。本町の場合は実施主体は奈良県中和福祉事務所となりますが、住民の方々からの相談は住民生活課や川西町社会福祉協議会でお受けし、奈良県中和生活自立サポートセンターや奈良県中和福祉事務所につなげたいと考えております。

また、本年4月の定例民生児童委員協議会において、奈良県中和福祉事務所長から、平成27年度奈良県福祉関係予算の説明の折に、新規事業として生活困窮者自立対策事業を計上し、生活困窮者に対する就労支援、自立に向けた相談支援の実施、離職等により住居を失った困窮者へ家賃相当額の期限付き給付、生活保護世帯等の子どもの学習支援を行います。生活困窮者に対する就労支援、自立に向けた相談支援の実施、離職等により住居を失った困窮者へ家賃相当額の期限付き給付の実施については、奈良県社会福祉協議会等に委託、学習支援についてはNPO法人に委託して実施される旨、説明があり、民生児童委員の皆様方に相談があった場合においても、奈良県中和生活自立サポートセンターや奈良県中和福祉事務所につなげたいと考えております。

なお、4月1日以降、住民生活課に数件の相談があり、そのうち1件は就職まで話が進んだと、奈良県中和生活自立サポートセンターから報告を受けております。

住民の皆様へは、広報川西8月号で周知したいと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 次に、1番議員 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 1番、松村です。皆さん、おはようございます。

川西町の空き家対策と障害者の就労支援の2点について質問させていただきたいと思います。初めての質問で、いささか緊張ぎみですが、よろしく願いいたします。

川西町でも住民の高齢化に伴い、空き家と思われる住宅が増えてきたと思います。この住宅の有効利用はないものかと考えておりましたが、高齢者や障害者の居場所づくりに活用できないものかと思っております。川西町でも進めておられる包括支援システムの構築の中に、NPO法人やボランティアグループによるミニデイサービスやコミュニティサロン等の多様な担い手による多様なサービスの提供体

制の構築とあります。そのサービスの提供場所としての活用や、障害者のための福祉作業所や訓練施設としての活用はできないでしょうか。仮に川西町空き家バンクとして、空き家の所有者に登録をしていただき、利用したい人や団体、そしてボランティアグループなどに活動拠点として紹介、活動内容により、町や社会福祉協議会と連携して、その活動を支援することはできないでしょうか。

2点目は、障害者の就労支援についてですが、川西町の職員の中には、現在何名の障害者を雇用されているのでしょうか。

川西町を校区に持つ二階堂養護学校や高等養護学校では、生徒たちの就労先を懸命に探されております。また、式下中学校に今年入学された特別支援学級の生徒さんも、3年もたたないうちに就労先を探さなければなりません。本町の職員数から判断しますと、障害者の採用枠は一、二名だと思われませんが、法定雇用率だけにとどまらず、嘱託や臨時職員やパートタイマー等にも採用枠を広げ、障害者の雇用促進を進めていただきたいと思います。障害者にもやさしいまちづくりとして取り組んでいただけないでしょうか。

以上2点について、町長のお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の御質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問の空き家対策について説明させていただきます。

現在、全国で空き家問題が政策課題として注目されており、国では空き家対策特別措置法が成立いたしました。近年、人口減少や高齢化の進展等により、管理されていない空き家が増加しています。そのような空き家に起因し、老朽化による倒壊のおそれ等から、防災面、町並みが歯抜けになり、景観上の支障、雑草の繁茂やごみの不法投棄から衛生上の問題、不法侵入等から防犯上の問題の発生が危惧されているところでございます。

その対策といたしましては、空き家住宅の除却、空き家建築物の有効活用などがございます。

まず、空き家住宅の除却について、川西町といたしまして住民の安全の確保と住環境の改善及び良好な景観維持を図るため、老朽化した危険家屋の除却費の援助として、平成27年度より予算計上をしており、手続を進めているところでございます。次に、空き家建築物の有効活用については、高齢者福祉の取り組みを中心に回答させていただきます。

本年度、介護保険制度改正により、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築しているところでございます。その実現は行政サービスだけでは困難であり、高齢者の多様なニーズに応えられる仕組みをつくるためには、公助、共助だけでなく、自助を基本としつつ、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体と自治体が協働しながら地域全

体を支え合う、互助の重層的な支援体制をつくっていくことが必要でございます。

同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につなげる取り組みが重要です。

そのようなことから、川西町では、地域資源等実態調査を実施し、NPO、ボランティア、自治会、老人クラブ、婦人会等、住民主体によって活動していただける場として、まずは利用者の方々にとって身近でなじみのある地元の公民館、または利用していない公共施設や町営住宅をと考えているところでございます。

御質問いただいた空き家の有効活用につきましては、今後、包括ケアシステムを構築していく中で、また、障害者の福祉作業所や訓練施設の活動拠点についても今後検討してまいりたいと考えていますので、御理解、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、障害者の就労支援についての御質問でございますが、川西町役場での雇用については、平成27年度では1名でございます。平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げとなっております。地方公共団体では2.3%以上の割合で障害者を雇用しなければなりません。これは、障害者雇用率制度により法定雇用率が定められておりまして、障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるように義務づけされております。精神障害者について雇用義務はございませんが、雇用した場合は、身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。

本町につきましては、平成26年度に3名の障害者が勤務しておりましたが、年度末に2名が退職され、現在は法定雇用率をクリアできておりません。本年度の川西町役場としての障害者任免状況では、対象外となる部署（教育委員会）、職員（保健師、幼稚園・小学校の教職員等）を除くと、法定雇用障害者職員算定基礎数は78人となり、実雇用率としては1.28%となり、実質0.7名不足している状況でございます。

障害者雇用を進めていく根底には、共生社会実現の理念がございます。障害者がごく普通に暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要でございます。川西町役場といたしましては、法定雇用障害者枠を確保するためにハローワークに採用計画書を提出するとともに、事業所として常勤職員等の障害者枠を確保するため、一人一人の障害状況やスキルの習得状況、本人の希望や意欲に応じた事務や部署を考慮するとともに、施設的な配慮もしながら進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、法定枠にとらわれず、各部署においても適切に対応していただきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） 松村定則君。

1 番議員（松村定則君） 2 点とも明快な御回答をありがとうございました。

空き家対策についても、これから検討していただけると。それから、障害者の雇用枠に関しても、法定雇用率だけにとらわれずに採用をお願いしたいと思いません。

先般から新聞報道などがありますが、知的障害者が幼稚園に補助員として就労されております。これはある町の実例で、今年度から採用されました。実は先日もその方にお会いしてきて、お兄ちゃん先生ということで一生懸命頑張っておられます。川西町でもそういうことが実現できるか。西和養護学校での就労体験を通じて実際に就労されましたので、そういうことが川西町でも進みますよう、今後の御検討をよろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和君） 次に、3 番議員 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） おはようございます。3 番、福西広理でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、1 年生議員として初めて質問させていただくに当たり、お聞き苦しいところもあろうかと思いますが、何とぞ御容赦いただきますよう、お願いいたします。また、不手際等ございましたら御指導いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、事前通告いたしましたとおり、3 項目の質問をさせていただきます。

1 番目、唐院工業団地の拡充事業についてでございます。

昨年に唐院工業団地拡充事業の第 1 弾として、唐院小学校跡地に企業誘致がなされましたが、近年、まほろばインターの開通や京奈和自動車道、大和中央道の延伸計画等により、本町の地理的優位性がさらに増していくと思われまます。

そこで、唐院工業団地の拡充事業について、本町の取り組みの進捗状況をお尋ねいたします。

2 番目、島の山古墳整備計画についてでございます。

本町唐院にあります島の山古墳は、全長 190 メートル、全国では 40 番目、奈良県下では 20 番目——21 番目という文献もございますが——4 世紀末から 5 世紀初頭の最大規模の前方後円墳であり、国の史跡指定を受け、出土品は重要文化財となっております。また、平坦な地形の本町におきましては、里山として地元住民に親しまれてきた重要な場所でもあります。平成 6 年度より学術調査が行われ、その結果、極めて貴重な出土品が数多く発掘され、一時は世上を騒がせ、県外からも多数の見学者が来ておられましたが、現在では立ち入りも規制され、古墳自体の荒廃が目立ち、また、周辺整備も全く手つかずの状況であります。

本町では、平成 15 年に島の山古墳の整備についての基本構想を策定されておられるにもかかわらず、なぜ十数年間もの間放置されてきたのか、また、今後の整備計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3 番目、地方創生元年としての本町の取り組みについてお伺いいたします。

全国的に人口減少問題が深刻化する中、本町においても今後さらなる人口減少が進んでいくことが予想されるわけでございます。全国各地では、地方創生元年

ということもあり、さまざまな取り組みや戦略が打ち出されていますが、本町において、いわゆる地方創生法を生かした人口減少問題や地域活性化に対する今後の中長期的なまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定はどのようになっているのか、進捗状況をお尋ねいたします。

以上でございます。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問についてお答えいたします。

まず、唐院工業団地の拡充事業についてでございます。唐院工業団地周辺の企業誘致の進捗状況について御説明させていただきます。

町の取り組みといたしましては、平成23年度に拡幅予定である区域の地権者に対し意向調査を行い、おおむね前向きな回答をいただいております。さらに、25年度におきましては、地権者の立ち合いのもと、測量を実施いたしました。その後、平成26年7月、奈良県知事と大和郡山市、天理市、磯城郡3町の首長との意見交換会において、本町の提案により、まほろばインターチェンジ周辺等、奈良盆地に企業誘致を図ることとなり、県と市町村が連携して工業ゾーン創出プロジェクトを発足させることとなりました。県においては、昨年8月に産業・雇用振興部、農林部、都市計画室の担当部局によるプロジェクトチームを発足させ、平成27年度中に対象地を選定した上で、都市計画法、農地法等の関係法令の規制をクリアできるように、関係市町村とともに取り組んでいく方針でございます。

その対象地選定については、本町は唐院小学校跡地売却のころより積極的に企業誘致を進めていることや、また、非常に恵まれた立地環境であることから、候補地として非常に前向きに検討していただいております。それに関連して、川西町におきましては、平成26年10月6日に県の担当部局と意見交換会を行いました。立地環境として県内最大の工業団地、昭和工業団地の近接地でスマートインターチェンジからも近いこと、また、近隣と比較して安価な土地、道路等のインフラもおおむね整っていることなどから、町としまして積極的にPRを行ってまいりました。

また、昨年10月に東京で開催された「奈良県企業立地セミナー」においては、本町の企業誘致の取り組みについて講演し、紹介してまいりました。その後のPR活動といたしましては、先月、5月27日から29日の3日間、インテックス大阪で「新価値創造展2015」が開催され、県や他市町村とともにブースを設け、積極的に出展企業や来場企業に対し、町の取り組みについてPR活動を行ってきました。

さらに、7月30日に大阪のホテルニューオータニにおいて「奈良県企業立地セミナー」が開催される予定であるため、川西町の企業誘致の取り組みなどの紹介をしてまいりたいと思っております。

今後におきましては、大和まほろばスマートインターチェンジの全面開通に伴い、その周辺地域では企業からのニーズがかなり高まっており、本町としても活力あるまちづくりを目指し、本年度には県プロジェクトチームに選定していただ



けるよう、積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、島の山古墳整備計画について、中断していた理由、今後の整備計画についてお答えいたします。

島の山古墳は、平成6年度から平成8年度にかけ、橿原考古学研究所により発掘調査が実施され、石製装飾品が多数出土し、文化財としても重要な古墳であることが確認されました。このようなことから、平成14年9月には国の史跡指定を受けるとともに、その出土品が国の重要文化財の指定を受けるなど、本町としても重要な史跡であると認識しているところでございます。

その後、平成9年度から平成20年度にかけては、国の補助を受け、町において発掘調査を実施してまいりました。その間、島の山古墳復元のための整備案の作成、平成15年度には基本構想の作成、平成16年度には、地元自治会長及び有識者を含めた島の山古墳整備検討委員会を立ち上げ、平成20年度からの具体的な整備5カ年を検討してまいりましたが、そのような中、国の三位一体の改革の影響も受けて、平成17年4月、川西町財政非常事態宣言の発令、また、平成21年には唐院小学校・結崎小学校の統合が行われるなど、本町としても著しい環境の変化がありました。さらには、統合された川西小学校の耐震問題が持ち上がり、検討の結果、子どもたちにとって安全安心な学校生活を確保していくためには、小学校の建てかえ事業の実施が急務との考えから、島の山古墳整備は小学校の建てかえ事業終了後に行うこととなりました。

平成24年度より建てかえ工事を行ってきました小学校の校舎棟が平成25年度に完成しましたことから、平成26年度より再度島の山古墳整備計画に取り組むべく、予算措置も行いました。平成15年作成の島の山古墳整備基本構想は、作成から十数年を経過し、国の整備基準に適合しないこともあり、また財政状況等に照らし、実情に沿った基本構想を作成すべく、平成26年度において新たな島の山古墳整備基本構想を作成いたしました。

平成27年度からは、3カ年の予定で基本計画及び島の山古墳発掘調査報告書の作成を行い、その後に基本設計、実施設計を行っていくこととなりますので、工事着工までには今後も年数を要するものと考えております。

この間におきましては、地域住民の島の山古墳に対する思いや地元自治会より意見もいただき、島の山古墳整備検討委員会で具体的な整備の方法を考え、島の山古墳を川西町民が誇れるものとしたしたいと考えております。

以上、御理解、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、地方創生元年としての本町の取り組みについてでございます。

現在国では、人口急減・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、全国の自治体においてもそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な地域社会の創生に取り組むことが求められております。

本町でも、これに呼応するため、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した地方人口ビジョン及びこれを実現するため、まず

平成32年度までの今後5カ年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示す地方版総合戦略を平成27年度中に策定し、地方創生を推進してまいります。

本町では、地方創生の取り組みを重要施策として位置づけ、私を本部長とする川西町地方創生推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整え、議論を進めております。今後は、国の長期ビジョンや総合戦略を参考にしながら、国から提供される産業・人口・観光などに関する地域データを民間事業者の専門的な知見やノウハウを活用しながら詳細な分析を行い、実効的で効果的な総合戦略の策定を目指します。

また、国は、総合戦略の策定に当たり幅広く意見を募集することを求めており、本町でも、町議会の皆様はもちろん、産業界、行政機関、大学、金融機関等の幅広い分野の方々からの意見を総合戦略に反映させるとともに、住民アンケートやパブリックコメントを含め、さまざまな形で住民の皆様が総合戦略の策定に参加できる場を設けていきたいと考えております。

議員の皆さんも御存じのとおり、日本創成会議において、川西町が消滅可能性都市として挙げられました。私たちの川西町を未来に残していくために、本町ではこの地方創生へ全力で取り組んでまいりたいと存じておりますので、議員各位におかれましては、格別の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（寺澤秀和君） 福西広理君。

3番議員（福西広理君） すみません、順番が逆になりますが、3番、地方創生元年としての取り組みについての件ですが、本年度中に民間や地域住民の声を反映させた総合戦略を作成していただくということをお伺いできましたので、今後も引き続き議論を重ねていただき、地域住民、本町内の各種団体、民間企業、そして行政が一体となって地域活性化事業に取り組んでいけるような環境整備を行っていただきますことをお願いするにとどめたいと思います。

続きまして、1番の唐院工業団地の拡充事業についてですが、県や関係機関と調整を現在も図っていただいているということですので、インフラの整備等も含め、着実に今後も行っていただくことをお願いいたします。

それと、今後の企業誘致に関してなんですけれども、現在いろいろな場所で町長を初め皆様がいろいろアプローチしていただいているということをお伺いしましたが、例えば現在日本では製造業の空洞化が進んでおりますので、やみくもに企業誘致を行っても、全国各地で見受けられます売れ残りの用地を増やしてしまうことにつながりかねませんが、現在町長が行っておられる企業誘致に関して、川西町の特色を生かしたというか、今後の川西町の特色になっていくような企業の選定というか、どのような企業に来ていただきたいか、また、どんな業種、どんな規模の企業に今後アプローチして川西町に誘致していこうとされているのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

2番目、島の山古墳整備計画についてでございます。

小学校建築のため、予算的な面で整備が進まなかったことに関しては理解いた

しました。しかし、小学校建設事業と重要な文化財の保護事業とは別のテーブルで考えるべきものであり、昨年に新たに基本構想の策定から仕切り直されたということですが、小学校の建設中であっても、基本計画の策定ぐらゐまでならば、学校建設と並行して進められたと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、島の山古墳の整備については教育委員会の所管事業となっていると思いますが、川西町の最も大きな観光資源であるという点からは、まちづくり推進課等と連携して事業を進めていかなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

よろしく申し上げます。以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 2点ございました。福西議員からは、川西町に誘致したい企業はどのような企業を考えているかということですが、現在は、まずは企業を誘致するための工業団地を増築するための整備を進めておりますので、その辺については今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、私の個人的な意見としましては、町民の雇用が増えること、また税収が増加する、そのような観点から企業の選定について皆さんの意見を賜りたいと思っております。

次に、島の山古墳整備について、小学校の建設と並行して整備計画を立てることができなかったのかということですが、島の山古墳整備に関しましては、かなりの予算を必要とするものでございます。財政の問題を考えて、必要な予算を投入すべきところに優先的に投入するというので、小学校建設のほうを優先したわけですが、計画につきましては、やはり先ほども申し上げましたとおり、前回平成15年に基本構想を策定した後、その基本構想が使えるかということ、10年たっておりますので、いろいろな手直しが必要になっておるところでございますので、計画についても実施直前につくらないと、いろいろな要素があつて、仮に10年後にその計画に基づいてつくるとしても、再度手直しをするということで、予算の二重化、重複化につながると考えておりますので、直前に対応したほうがいいのかという考えのもと対応しておる次第でございます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 次に、11番議員 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、町長並びに教育長に質問いたします。

内容は、通告してありますように、お二人の歴史認識についてお伺いいたします。

今年は、戦後70年の節目の年に当たります。また、今年は、来年から使う中学校の教科書を選ぶ年とも重なっております。そこで、我が国の歴史認識についてお伺いいたします。

70年前の8月、ポツダム宣言を我が国が受諾し、戦後の歴史が始まったこと

は、皆さん御承知のとおりであります。戦後50年の村山富市首相談話では、「我が国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んだ」ということを述べ、こうした過去の戦争に対して間違った戦争であったことを明らかにし、内外に示しました。70年前我が国が起こした戦争について、ここで示されているように、間違った戦争であったというこの認識は、戦後の国際社会の共通の土台として出発し、今日に至る基本問題にはかなりません。当然、町長並びに教育長におかれましても相違ないものと存じますが、この認識、過去の戦争が間違った戦争であったか否かについて、お二人に御所見をお伺いいたします。

その上で、教育長に重ねてお伺いいたします。

ある意味、今歴史の節目に来ていて問題として危惧しているんですが、歴史問題の認識や憲法の改定作業など、政府の姿勢が教育に反映するか否かで、その中身が大きく異なることは自明の理であります。それは、育鵬社や自由社版の教科書を検定に合格させたことに、その意図が色濃くうかがえます。これが意味するところは、子どもがこれらの教科書を使いまして普通に習えば、過去の戦争を美化・正当化し、そのことが近隣諸国への影響としては緊張を高め、国際社会の認識とも乖離をしていくことにもつながり、挙げ句には現行憲法を変更していく、敵視しかねない問題ともなりかねないということでもあります。

これはこれとしまして、そもそも人格の形成を目的とする教育にあって採用する教科書とは、その時々々の政府の見解を教えるために編集するものでは決してありません。それは、人類が到達した普遍的な知見や価値を子どもの発達段階に応じてきちんと教えるために編集され、事実を踏まえてそれを教えることであり、こうした観点から、公正中立に教科書を選定していくことが教育行政の本質であると私は心得ております。この観点、見解並びに採択区の協議会に臨まれる教育長におかれましては、その教科書選定に関する御所見はいかがお持ちでしょうか、お伺いしておきます。

以上であります。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えさせていただきます。

さきの戦争についての歴史認識についてとのことですが、公の立場にある者として、私のコメントにつきましては控えさせていただきます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） それでは、芝議員の御質問にお答えさせていただきます。

第二次世界大戦は間違っていたか否かの認識ということですが、先ほど町長が申しましたように、公の立場にある者として、私のコメントについては控えさせていただきます。

次に、御質問の教科書採択についてであります。平成27年度は、中学校の教科書採択の年度となっております。川西町における教科書採択は、奈良県教科用図書第11採択地区協議会に所属しております。磯城郡、高市郡の町村教

育委員会をもって構成されております。その協議会の委員は、町村の教育長及び保護者代表から成ります。

第11採択地区協議会の教科書採択方針につきまして申し述べたいと思います。

1つ目といたしまして、教育を創造していくに当たり、地域性や学校規模、子どもの人数や実態に最も適している。2つ目といたしまして、生きる力を育成し、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを図っていくに当たり、子どもたちが親しみやすく、主体的に学習に取り組める内容として最も適している。3つ目といたしまして、地域の教育力や子どもたちの学習の実態を踏まえ、教師が学習活動を意図的・計画的に進めやすく、最も適している。以上3つの採択方針にのっとりまして、各教科別の調査研究を行う教員から構成されます部会による綿密な調査研究によりまして、公正かつ適正な資料作成が行われ、協議会での判断に資する報告が行われます。この報告書をもとに、教科書選定においては広い視野からの意見を反映させるため、委員である保護者等の意見も踏まえ、第11協議会において教科書が選定されます。

川西町教育委員会といたしましては、第11協議会において選定の終わりました教科書は、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書であるかを改めて審議し、採択してまいる所存でございます。

なお、政府検定に合格して採択の対象となりました教科書の見本は、県内22カ所の教科書センターにおいて6月19日から14日間展示されますので、どなた様でも閲覧していただけます。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） まず、歴史認識の問題であります。公の立場にある身としてコメントは控えたい、こういうことでありましたので、了解です。

事実の認識としてお伺いをいたしますが、戦後の国際秩序の基本的な問題でありますけれども、日本、ドイツ、イタリア、日独伊の3国の起こした戦争は侵略戦争であったという判定の上に戦後の国際秩序は出発している、これが国際社会の基本問題でありますけれども、これがええか悪いかの問題ではなく、これが戦後国際秩序の事実の認識として基本問題であるということについては、町長の御認識はそのとおりというふうに思いますけれども、その認識をお伺いいたします。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃった国際社会の共通の土台として、基本問題云々について、そのように認識しているかどうかについては、コメントを差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 了解しました。

もう1問。そしたら、1945年8月15日、終戦を迎えました。天皇陛下が国民に対して玉音放送でその終戦の旨を伝え、翌月9月2日ですか、正式に調印

をし、終戦に至っているということでありますけれども、このポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えている、この問題についての事実認識はいかがでありますか。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ポツダム宣言について、詳細な文章については理解していないんですけれども、アメリカのほうから7月にポツダム宣言を宣告され、その後、広島、長崎に原子爆弾が落とされた後、受諾に至った経緯並びに9月2日に降伏文書に調印したという歴史的な事実は認識しているところでございます。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） いやいや、無理やり答えていただきまして。

その問題が是か非か、町長の認識として、歴史認識に対するコメントということでは、公の立場にある身であるので差し控えたい、こういうことでありますので、その思いはお酌み取りいたします。事実認識としては、町長も、時系列、事の流れとしてはそのとおりであると、こういうことであります。それが国際社会の今日に至るこの70年間の出発の土台として共通認識として動き始めているということであろうというふうに思いますが、そこについてのコメントは差し控えたいということでありましたので、了解いたしました。

いずれにしても、受諾をしたという事実については、そのとおりということであつたかと存じます。

その上に立って、教育長にお伺いいたします。

教科書採択に向けまして、どういうルールで進められていくのかという手順については、今お答えいただいたとおりかと存じます。まず、教育基本法でも貫かれていますけれども、我が国における教育とは、その本質はやっぱり個人個人の人格の形成、これがその中心、基本であるということでありますけれども、そのことに関して教育長御自身は相違ないと存じますが、その観点ではいかがお考えでありますでしょうか。

議 長（寺澤秀和君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 議員がおっしゃる人格の形成というのは、トータルベースでは、やっぱりそういうふうになってくるのかなと思います。

ただ、教科書というのは事実認識というのも大事だと思います。それによって、教え方というのは、先ほどもお話ありましたけれども、当然、偏った教え方になれば、そういうふうな方向になってくるかもわかりませんが、事実認識の中からいかにそれを理解していくかということも大事になってくるのかなと。それは、子どもたちがある事実を学ぶまでに蓄積してきた人格もしくは知識によることになってくると思います。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 事実認識、それをどう踏まえて教えていくかということでありますけれども、要するに、先ほど教育長も手順を説明いただきましたように、

教科書選定の中でも現場の先生が検定に合格した教科書をそれぞれの教科ごとの先生が集まらば、現在の子どもの状況に照らし合わせながら、どの教科書が使いやすいか、この教科書はどういうことなのかと研究をされて、その研究の結果を報告し、協議会で採択するというのが流れであったと思いますし、今、教育長がおっしゃったことは、今の教科書採択の過程の中できちんと各教科の先生らが研究し報告する過程の中でも、その話は十分通ってきているものだと私は理解しているところであります。

その上で、教育に使う教科書ですけれども、問いとしては、その時々政権がいろんな考え方を持っていて政治に臨んでいるということは往々にして起こる話でありますので、それはそうなんですけれども、政府の見解を教えるために編集されているような教科書というのは、教科書としてはやっぱりふさわしくないと。検定に通るか通らへんかは別ですよ。そういう政府の見解を教えるために編集されているような、そういう編集のされ方というのは、教科書編集としてはどうかというふうには私は思っているんです。つまり、そんな時々政権の見解を教えるために編集していくような教科書というのは、編集としてはあってはならない意見であります。これについては教育長はいかがお考えになりますか。

議長（寺澤秀和君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） ちょっと難しいですけども。政府の見解、それが一応事実に基づいているのであれば、それはよしとすべきであろうし、疑義があるような部分であれば、その見解というのは好ましくないということになってくると思うんですけども、検定の教科書というのが政府の見解を——ちょっと共産系の新聞の中で書いておられますけれども、検定を通過するというのであれば、それは一つトータル的にクリアしているのかなというふうには思います。

ですので、たしか2社でしたか、政府の見解を踏襲しているというふうな説があるんですけども、その2社が選ばれるか否かは、協議会の中では明らかに別個のものであるとは思いますが、ですから、それは調査報告をやっていただく先生方がその中身をどういうふうに見まえられるかによって、私どものほうへの報告文書になってくると思います。それに基づいて選定させていただくことになりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それはそのとおりです。調査報告があつて、その報告を受けた上で採択に臨んでおられる保護者の代表の皆さんと教育長ら委員が採択するというのでありますが、その2社の本を選ぶかどうかという問題ではなくて、トータルベースで言うと、教育長の言葉で言うと、政府の見解を教えるために編集するような教科書のやり方というのはよろしくない、中身が事実かどうか、そこが問題だと、こういう話やったかと思えます。

加えてもう1問。要するに、教科書というのは、人類が今日に至るまでの間に普遍的に積み重ねてきた知見に基づいて編集されていると。それを研究の中で、教科書を選ぶ中で学校の先生方が集まって研究していく上で、現在現場で直面し

ている子どもたちの状況を見ながら、どの教科書が一番適合していけるのか、先ほど言われた3つの基準に基づいて調査研究されているということだと思います。だから、教科書というのは、そういう普遍的な知見の積み重ねに基づいて編集されてきているものが基本的には教科書として編集されていくべきものではないか、そうであろうというふうに思っていますけれども、そういったことが教科書を選ぶに当たり公正中立に選んでいくという教育行政の本質的な着眼点になるのではないかと、かように思っていますけれども、その点についてはいかがでありましょうか。

議 長（寺澤秀和君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 普遍的に積み上げられてきている事実については、やっぱり大事だと思います。

ただ、一概にそれをよしとするというのはいかなものかと。事実、全ての方が認められている、世界的に認められている、社会的に認められている内容というのは、普遍的にやっていく部分は当然あると思うんですけども、今、一つ懸念になっておる第二次世界大戦の部分について新たな事実が出てくるのであれば、それはそれに基づいてちゃんと調査していくということも大事になってくると思います。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 了解です。事実が出てきたら、事実は事実でありますので、中身も変わってくると私は思いますし、そういう普遍的な知見や価値観、それに基づいて積み重ねられて編集されてきた教科書というのが基本であるというのは、そのとおりだと思います。

この後、8月にその採択に臨まれるわけでありますので、そこら辺の観点を胸に教科書採択に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、承認第1号、平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第13、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの9議案を一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、今回専決して執行いたしました平成26年度一般会計、国民健康保険特



別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業勘定特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計、公共下水道事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第1号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明します。2ページをお開き願います。

歳入面では、税及び税関係交付金の収入見込みによる増減で195万4,000円の減、地方交付税5,077万2,000円の増、以降、事業実績に基づき、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額しました。

次に、5ページから6ページを御覧ください。

歳出面では、ほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額調整を行っております。ただ、総務費においては、その他の費目の減額との財源調整として1億4,768万3,000円を基金に積み立てておりますので、1億3,059万3,000円の増額となっております。

それでは、内容の説明をまいります。

9ページを御覧ください。歳入の部につきまして、款1.町税は、主に法人税収の見込み減により830万8,000円の減額、款2.地方贈与税は67万4,000円の増額、10ページを御覧ください、款3.利子割交付金は92万2,000円の減額、款4.配当割交付金は926万7,000円の増額、款5.株式等譲渡所得割交付金は493万9,000円の増額、11ページを御覧ください、款6.地方消費税交付金は、消費増税による県内の消費動向の鈍化により612万9,000円の減額、款7.自動車取得税交付金は55万1,000円の減額、款8.地方特例交付金は、72万7,000円の減額となっております。

次に、款9.地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税の増により、5,077万2,000円の増となっております。

12ページを御覧ください。款13.国庫支出金ですが、実績により補正を行うもので、主に臨時福祉給付金及び橋梁等長寿命化事業補助の減により、2,162万4,000円の減額となっております。

13ページをお開きください。款14.県支出金ですが、これも実績により補正を行うもので、自立支援県負担金等の減及び活力あふれる市町村応援補助金等の増により、156万3,000円の減額となっております。

15ページを御覧ください。款17.繰入金では、項1.基金繰入金において、地域集会所の建設及び川西小学校建設工事に係る原資として、それぞれ自治振興基金及び学校施設整備基金の取り崩しを予定しておりましたが、当初予定していたものより建設費が少額で済んだことにより、724万7,000円の減額となっております。

その他、ふるさと応援寄附金を受けたことなどにより、款15.財産収入、款16.寄附金、款19.諸収入においてもそれぞれ1万4,000円、5万2,000円、10万5,000円を増額しております。

次に、歳出の部ですが、16ページをお開きください。

先ほど全体概要の中でも御説明いたしました。款2.総務費では、基金の積み増し及び電算経費など、その他各種事業の実績見合いによる減で、都合、1億3,059万3,000円の増額としております。

17ページを御覧ください。款3.民生費では、障害福祉サービス給付費等負担金、老人保護措置費、臨時福祉給付費及び保育所運営等の減等により、4,794万1,000円の減額となっております。

19ページをお開きください。款4.衛生費では、国保病院運営負担金、予防接種委託料の減等により、794万円の減額となっております。

款5.農商工業費では、土地改良事業に係る工事費の減及び唐院工業団地周辺整備関連設計委託料等の減により、861万4,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。款6.土木費では、町道除草工事、橋梁長寿命化対策工事、交通安全施設設置工事、公共下水道事業特別会計への繰出金、公営住宅維持補修工事の減等により、1,898万3,000円の減額となっております。

21ページを御覧ください。款8.教育費では、式下中学校分担金や幼稚園及び文化事業運営経費の減等により、1,521万9,000円の減額となっております。

23ページをお開きください。款9.公債費では、支払利子において長期債の実借り入れ額及び金利に差額が発生したことにより、1,229万円の減額となっております。

款10.諸支出金では、普通交付税において式下中学校算入分の三宅町に対する交付税還付金等105万1,000円の減額となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては、1,855万5,000円の増額補正となり、この結果、平成26年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ36億3,152万9,000円となります。

なお、平成26年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第2号の繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費においては地方創生関連事業費、民生費においては介護保険システム改修事業費、並びに教育費においては学校建設費のうち屋外駐車場整備工事費等について、平成26年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第2号、平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出においては一般被保険者並びに退職被保険者等の療養給付費及び高額療養費等の減、歳入においては、これに伴う国・県支出金及び交付金、繰入金を増減等によるもので、歳入歳出それぞれ6,329万1,000円の減となっております。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億49万9,000円となります。

次に、承認第3号、平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

これは、徴収事務経費の減によるもので、歳入歳出それぞれ10万円の減となっております。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億712万9,000円となります。

次に、承認第4号、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出においては、主に居宅介護サービス及び施設介護サービス等の利用実績の減に伴う給付金負担金の減等です。歳入は、歳出減に伴う国・県負担金等の減となっておりまして、歳入歳出それぞれ1,555万円の減額となっております。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,156万9,000円となります。

なお、先ほどの報告第3号の繰越明許費繰越計算書のとおり、地域包括ケア調査事業及び介護保険システム改修事業について、26年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第5号、平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、ぬくもりの郷の経常経費及び利用者減少による通所介護サービス委託料の減及びそれに伴うサービス収入等の減を見込むもので、歳入歳出それぞれ664万5,000円の減額となっております。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億730万9,000円となります。

次に、承認第6号、平成26年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

これは、下水道長寿命化関連経費及び公共下水道関連工事費の減及びそれに伴う起債等の財源の減によるもので、歳入歳出それぞれ510万8,000円の減額となっております。

以上により、平成26年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,617万8,000円となります。

なお、先ほどの報告第4号の繰越明許費繰越計算書のとおり、昨年度の大和川上流流域下水道事業の補正予算で採択されました市町村建設費負担金について、26年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

続きまして、27年度予算において専決して補正させていただきました内容について御説明いたします。

承認第7号、平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧願います。

これは、平成26年度会計の償還収入に歳入不足が生じたため、平成27年度会計から繰り上げ充用により補填するもので、歳入歳出をそれぞれ1,730万1,

000円増額しようとするものです。

以上により、平成27年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,554万9,000円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第8号、川西町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。なお、同条例の施行日は、平成27年4月1日としております。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容といたしましては、町民税関係として、住宅ローン減税の適用期限の延長等、軽自動車関係としては、軽自動車、軽貨物車のグリーン化特例の導入及び二輪車等に係る税率引き上げ時期の延長等を行うものです。

次に、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

なお、同条例の施行日は、平成27年4月1日としております。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としては、国民健康保険税負担の公平の確保と中低所得層の税負担の軽減を図るための課税限度額の見直し及び税軽減対象世帯の拡大のための軽減判定所得基準の見直しを行うものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和君） ただいまより承認案の審議に入ります。

承認第1号から承認第9号までの9案件につきまして、質疑ございませんか。

芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、ただいまの承認案9本に対する質疑ですが、大きく3点、全体に関することですがけれども、今般、専決処理ということで事務が進められています。これは、議会を開くいとまがなかったので、自治法上の首長権限でその処理がなされているものでありますけれども、実際、具体的にそこら辺がどのくらい厳しかったのか、その辺の説明をされたいと存じます。

また、都度、可能ならば、できるだけ議会に諮って事を決めていく、議決をとっていくという手法をとり、物理的にどうしても無理な場合というのは当然生じますが、そういう場合に専決処理していく、可能な限り議会に諮って、物理的にどうしてもあかんときは首長権限で専決処理をする、この辺については町長御自身はどのような意向をお持ちか、お伺いいたします。

次に、承認第7号の27年度の補正予算、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。

まずは、26年度1年間の償還の動きでありますけれども、それを事務方より

示されたいと存じます。町の償還額、あと残額がどれだけ残っているのか、また、貸付金の返済の状況、それから焦げついている部分の16件ですか、26年度の動きの有無、その辺の内訳をお示しいただきたいと存じます。

この間、この会計での議論を通じて、こういった会計処理は特殊な事例ということは、町長御自身もお認めになっているとおりであります。償還が順当に進んでいけば、今般も処理しているような繰り上げ充用というのはする必要がありませんが、当座、この繰り返しをずっと続けていくにしましても、最後はとにかく、それらは全て、国の費用であろうが県費であろうが町の費用であろうが、いずれにしても仕舞うためには公費投入ということにならざるを得ません。この辺、一連の流れの説明を住民に行うべきというのが、この間の議論で求めているところでもありますけれども、その見きわめの時期、まだ動く物件があるからということで先送りになってきていますけれども、事実上、もうほとんど凍結というふうな形、焦げつきというふうな形でありますから、あとは国のいわゆるその他大臣処理になるかならんかで状況が変わるというだけのことでありますので、その辺、もう一連の経過も説明されて、説明の時期を見きわめるべきと存じますが、その辺についてはどうお考えか、お尋ねをいたします。

それから、承認第8号の国保税条例、今般地方税法の改定で動きますけれども、これの最高限度額が引き上がる分と、それから、法定減免が働いている5割、2割のところの影響はどうか。人数と額をお示しいただきたいと存じます。

国保税等の最高限度額の引き上げということに関してですけれども、これは、実質保険税収入としては、県が引き上がったら、それだけ入ってくるという形になります。制度上の問題がありますけれども、これをクリアして、限度額は任意ということになってまいりますと、資産割をなくして所得に応じてという累進性の形にすれば、基本的には、ある人からは応分の負担いただくという形に変わってくるかというふうに考えるんですけれども、現在は制度上の問題がありますが、その問題がクリアされたとしたら、考え方として町長はその辺をどうお考えか、お示しいただきたいと存じます。

それと、現在の資産割も含めた4方式でありますけれども、これを資産割をなくした3方式に切りかえていくという考えはいかがお持ちか、その辺についてもお尋ねをいたします。

以上であります。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、専決案件全般についてということですが、議員の御質問の件につきましては、一般的に専決処分は、議会を招集する時間的余裕がない場合に行うものである、今回の場合は、どのような状況でそれに該当するのかという御質問であったかと思えます。

そこで、今回議会に御承認いただく案件は、条例改正案件と予算案件とがございます。条例改正案件につきましては、法改正に伴うものでございまして、法が成立し公布された日と施行また適用される日との関係から、議会を招集する暇が

ないと判断し、専決処分されたものでございます。

例えば今回の地方税法の改正につきましては、法の施行日が3月31日及び4月1日となっており、本町の条例は4月1日には改正法との整合性がとられていなければなりません。また、予算案件につきましても、主に事業の執行状況から不用額を整理し、積立金として有効に予算処理をするというものでございます。当然、26年度予算にかかわるものでございますので、御審議をお願いするとなれば、本来、会計年度中に行わなければならないということになります。

しかし、例えば工事費などにおきましても、工期を3月末としているものもございませうことや、各種保険の給付費等においても、ある程度の所要額が見越せるのは3月も相当下旬とならないと執行額の見通しなどが明確とならないため、議会にお諮りする暇がないものと判断し、専決処分をし、御承認賜うようお願いしているところでございます。

また、専決処分そのものについては、当然のことではありますが、地方自治法179条や同180条に基づき、条例で規定させていただいている案件につき行っているものでございます。

今後とも法の趣旨を尊重し、専決処分は必要最小限度とし、でき得る限り議会に御審議を願うという所存でございます。

次に、住宅新築資金についてでございます。

平成26年度1年間の動き、町の償還額、貸付金の返済状況の内訳については、産業建設部長より説明していただき、後ほど答弁させていただきます。

議長（寺澤秀和君） 理事。

理事兼産業建設部長（河井美樹君） 平成26年度の1年間の動き、町の償還額、貸付金の返済状況の内訳について説明させていただきます。

住宅新築貸付資金の平成26年度内訳としまして、住宅新築資金等貸付事業債として金融機関に償還しております内容は、平成26年度償還額1,288万円、残額2,028万円となっております。

また、貸付金の償還状況につきましては、宅地、新築、改修3資金合わせて389件の貸し付けをしており、平成26年度末現在では、完済件数は340件で、現在償還中件数49件、1億743万円であります。

返済状況についてであります。おおむね順調に償還されております件数33件、未償還額5,999万円、貸し付け時から年月が経過し、亡くなられた方や行方不明の方等で償還が滞っております件数16件、未償還額4,744万円となっております。

また、平成26年度1年間の動きといたしましては、償還が滞っている件数には変動がありませんが、回収組合において引き続き調査・交渉を行っていくとともに、国・県の助成対象となるように働きかけていただき、あらゆる方法・対応を当町と回収組合連携のもと、対応策を模索し、滞納件数の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、見きわめ時期も含め、一連の経過についてお答えさせていただきます。

会計処理につきましては、議員の御指摘のとおり、償還が順当であれば繰り上げ充用処理の必要はございませんが、現在償還中の滞納案件、貸し付け時から年月が経過している案件等が存在し、歳入不足が生じているため、地方自治法施行令第166条の2により、償還見込額として当会計処理を行っており、貸付事業債の償還額より貸し付け者の償還額が上回ることにより、繰り上げ充用額が減少してくるものと考えております。

また、滞納分を処理する場合、歳入調定を不能欠損し、不足する歳入を一般会計からの繰入金で補うこととなります。そうすることは、町が滞納者の債権を消滅させるということになり、住民の皆様に対して説明が必要と考えます。しかし、現在の滞納案件は、回収困難な状況にはありますが、債権を消滅させるには十分な要件が確定しておらず、そのような状況では税負担をしていただく住民の皆様にご負担をいただくような説明はまだできないのではないかと考えております。

また、回収組合の設置が5年延長されることとなり、引き続き回収業務を実施していただきますので、回収組合の御尽力により債権が減少することを踏まえ、最終債権がはっきり確定した時点での説明と思っております。

さらに、当該会計に係る金融機関への償還は平成32年度までであります、貸し付け者からの返済はそれ以降も続くもので、支出は平成32年度以降はございませんが、歳入はそれ以降も期待できるということになりますので、公費の投入が発生しないよう、回収組合に対し回収業務の強化を訴えるとともに、回収組合との連携を密にし、債権回収に取り組んでまいり所存でございます。

次の国保税条例に関しましては、担当部局よりお答えさせていただきます。

議 長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） それでは、承認第9号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について回答させていただきます。

今回専決処分させていただきましたのは、賦課限度額につきまして、基礎課税分を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額を16万円から17万円に、介護納付金課税額を14万円から16万円に引き上げる改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定の所得につきまして、5割軽減につきまして「基準額33万円+24万5,000円×被保険者数」となっておりますところを「基準額33万円+26万円×被保険者数」に、2割軽減につきまして、「基準額33万円+45万円×被保険者数」を「基準額33万円+47万円×被保険者数」にすることで、軽減対象世帯の拡大を図ろうとするものです。

国民健康保険税は、医療給付に対する税の負担が過度とならないように政令で上限が定められております。今回の地方税法の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、施行期日を平成27年4月1日とされたことによりまし

て、専決処分をさせていただきました。

今回の改正によります影響額につきましては、平成27年度の国民健康保険税の本算定は7月1日となっておりますので、平成26年度の課税ベースで申し上げさせていただきます。基礎課税分につきましては13件で24万円、高齢者支援分で18件で17万円、介護給付金分で10件で17万6,000円の合計58万6,000円と見込んでおります。また、軽減世帯につきましては、2割軽減世帯が6世帯、5割軽減世帯が13世帯増加し、軽減額が76万6,000円と見込んでおります。

また、議員お述べの資産割をなくし所得に応じた累進型にしてはどうかということですが、先ほども申し上げたように、国民健康保険税は医療給付に対する税の負担が過度にならないような形で政令で上限が定められております。「市町村は、政令で定められている額を上限として、条例で課税額を規定する」とされていることから、今後もその方向で賦課したいと考えております。

なお、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税しておりますが、本年5月27日に改正国民健康保険法が成立し、平成30年度から財政運営主体が都道府県になるように法律が改正されました。現在、各市町村のワーキングチームで、一本化になった場合の基準となる税率等を検討しております。その中で資産割をなくすほうで検討しておりますので、そこまでにつきましては、一応現在のまま実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 専決処理の事案が発生した場合、可能な限り議会にかけていって、どうしても仕方がないときは法にのっとって専決処理する、そういうことやったかと思えます。

今般の場合で言いますと、3月31日に議決をとるという形になってくるかと思うんですけれども、これは一つの例ですけれども、仮にそのとき招集をかけたら、これは集まらなかったのでしょうか。それでも招集をかけたら議員の皆さんは集まったか。私は、本町の場合ですと、それなりに招集すればすぐに集まるということにはなると思いますが、その辺、今どう感じておられるかだけ、簡単にお述べいただいたらと思います。

次に、住宅新築資金についてであります。

いずれにしても、最終債権が確定した段階できちんと経過等について説明をする、そういう見きわめの時期としたい、こういうことであったかと思えます。町長もお述べのように、順当に回収している、返済されている歳入がある間は、入りと出の関係で言うと、入が上回れば出を食うていくことはない、こういう関係になってくるということでおっしゃっておられました。確かに出入りの関係で言いますと、もらっている資料のシミュレーションは24年ベースですので、ちょっと傾向としては古いですが、大体今年度ぐらいまでは、出入りの関係で言うと、町から返そうが償還が入りを上回っているという状況になってくるか



と思いますが、来年度以降はそれが逆転してくるという形になってくるかとは思いますが、しかし、その辺も金額的に言いますと、出入りの関係、歳入歳出で言うと単年度で大体200万円ぐらい歳入が上回るということで来るかと思いたすけれども、その返済も32年で終了ということでもありますので、32年を過ぎますと、あとは滞納の回収だけが残ってくるという形になってくるかと思いたす。

そういう点では、現在ざっと5,000万円ぐらいの焦げつきが残っているということでもありますので、基本、この歳入歳出、出入りの関係で言いますと、追いつくことはないというふうに思いたすし、現時点では会計処理上繰り上げ充用していますので、実際の帳面上の公費の支出というのは発生していませんけれども、そもそもこの事業全体の取り組みから言いますと、既に焦げつきが起こっていることは、本来ですと入りとして入ってくる分が入っていないということですので、事実上、もう公費をそれだけ拠出してるといふのと同じことだといふふうに思いたす。その辺の事業経過の説明、これはなかなか厳しいところもありますけれども、見方としては、もう事実上、会計としては詰まってきたといふふうに判断していますが、その辺、町長御自身、ぶっちゃけたところ、どうお考えか、いま一度お尋ねをいたします。

それと、この事業に関して、町長自身、そもそもこの事業そのものには町長は関知されておられなかった時期の話でありますので、その辺、この事業、取り組みに関して、現町長としてどのような御所見をお持ちか、お聞きいたします。

それから、国保条例であります。

部長のお話でもありましたように、制度としては、県が入ってきたらちょっと変わってくると。3方式に切りかえていくということになるだろうといふことで、それまでは現行のまま行くと、こういうことでもあります。上限の問題は現在の制度上の範囲内でやってきたのは当然のことですから、それはそれで私も理解しているところですが、それがなかったらどうなのかといふことでしたけれども、考え方としてはそれはいいです。保険者として県が入ってくるという制度に変わると、3方式に変わっていくといふことでもありますけれども、その場合、市町村に対して、いわゆる保険料率みたいなものが大体示されてきて、それに基づいて保険料算定していくといふふうな流れになるだろうといふことは伺っていますけれども、保険者としての姿勢——これまで川西町が保険者として住民の健康を維持するためにさまざまな取り組みを行ってきた、それを国保会計に反映させないようにするには、皆さんの健康の度合いを上げていくために頑張っていく、そのことによって医療費の高騰を抑えて、国保会計を安定させていく、こういう保険者としての取り組みですけれども、これに県が入ってくるいふことになりましたと、今まで以上に相当しっかりとした方針を持って臨んでおかないことには、結局、県が「こんだけ足りまへんさかい、こんだけお願いしまっさ」みたいな話で言うてきたら、それに振り回されるいふようなことにもなりかねませんので、その辺の見方、考え方についてお聞きしておきたいと存じます。

部長の御答弁をいただいた後でも結構ですが、町長の御所見もお聞かせくださ

い。以上であります。

議長（寺澤秀和君） 芝議員にお伝えします。芝議員の質疑は、町長の回答で終わりということでお願いします。

町長。

町長（竹村匡正君） まず、専決案件についての御質問、3月31日に急遽の招集で議員の皆さんが集まったかどうかという考えについてでございますが、議員の皆様は、議員活動以外にも本業をお持ちで、非常に多忙であると考えておりますので、当日に集まってくれと申し上げたところで、予定もあり、集まらないと考えております。

以上でございます。

次の住宅新築資金についてということでございますが、焦げつきのおそれがあるということでございますけれども、現在、回収困難な状況にはありますけれども、まだ焦げつきとは判定していないと考えております。昨年、実は回収管理組合を訪問させていただき、川西町の債権の状況について全て確認いたしました。まだまだ回収が可能であると考えております。現在、今年度、来年度と回収管理組合の副管理者にも私が任じられておりますので、その面からも住宅新築資金の貸し付けについては、まずは回収に専念していきたいと考えておるところでございます。

次の国保税の保険者としての姿勢、健康増進、また医療費削減についてということで、都道府県に運営主体が移ると、それが町の方針・運営が困難になるのではないかなという御質問かと思うんですが……（「振り回される」と芝和也君呼ぶ）振り回されるということでございますが、それはしっかりと都道府県と協議をして、保険者の負担にならないように、しっかりと協議していきたいと考えております。

以上です。（「町の負担にならんよんよんという意味ですか」と芝和也君呼ぶ）保険加入者の負担にならないように、しっかりと協議してまいりたいと思っております。

議長（寺澤秀和君） 下間部長。

福祉部長（下間章兆君） 先ほど芝議員のほうから、奈良県の統一化になった場合についての保険料の負担とありましたが、まず県のほうで本町の標準的な医療給付費というのを多分試算されます。それによって標準的な保険料を出されます。それで川西町につきましてはこれぐらいの負担金を払いなさいというような形で来ます。それで県が示された標準的な保険料率を採択するのか、町独自でそれに上乘せするのか、それはそのときの加入されている世帯の所得状況にもよりますので、まずは標準的な保険料率でしていくという形になります。

それで、今も健康かわにし21、それから国民健康保険の特定健診の実施計画、それから教育委員会で行っていただきますカワスポによる軽スポーツの振興などで町民さんの健康増進を図っているところです。ですから、保険給付費が増えたから税率が上がるというような形で追っかけるよりも、まずは町民の皆さんの健

康を自分自身で守っていただくと。それなりの仕掛けにつきましても、教育委員会を初め健康増進法に基づく健康かわにし21、国保につきましても特定健診の予防健診をしておりますので、そういうのをしっかりと充実していくことで将来の医療費を削減していくというような形で取り組みたいと。

統一化になりましたら、例えば川西町単独で行っている事業、いわゆる特定健診、今回も18日から20日の間、けやきホールでまたやるんですけども、広域ですることが可能になると、例えばどこかのスーパーでするとしたら、町のほうも相乗りできますので、住民の皆さんが特定健診等を受けていただく環境が整うのかなと。そういう意味では、保健事業というのはやりやすいかなというように考えております。

いずれにしても、まずは健康は自分で守るということを第一として、その協力ということ町をほうで推進していきたいというように考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。  
芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番、芝和也です。それでは、承認第1号から承認第9号までの専決議案9本に対する討論を行います。

態度表明といたしましては、承認第7号の平成27年度の住宅新築資金特別会計の補正予算には反対、あとは賛成の立場からのものであります。

まずは賛成の立場からのものであります。26年度の各補正予算関係の議案は、いずれも年度末を経るに当たり、精算に伴う処理がされたものでありまして、それぞれ適正に処理されているものと判断いたします。

ただ、一般会計における余剰金の基金への積み増しも結果としてのことで、当初から見越してのことではありませんが、この額をどう見るかは、人によってその辺の感触は異なります。預貯金の額としても、それなりの体力があると見るのが妥当なところではないかと感じております。今後、駅前整備を含め町全体の投資がどうなるかは、住民の皆さんも大いに注目されていることでありましょう。昨今、住民生活におきましては、身の回りの暮らしの部面では総じて厳しさが積み重なっているのが皆さんの実感でありますから、そういう点では、それらの部面にどう手当てしていくかは、自治体の取り組みとしては大きく求められている問題です。とりわけ子育て世代を中心とする若年層に対する取り組みとしての子どもの医療費助成制度の拡充や年金生活を送っておられる皆さんの中でも住民税非課税世帯などに資する取り組みとして、例えば医療費関係の自己負担の軽減策などに独自の観点で取り組むなど、自治体として特に重きを置かねばならない問題と心得ます。こういった部面に視点をめぐらせて、憲法と自治法に照らした自

治体としてのぬくもりある取り組みを求めておくものであります。

条例関係の2本は、地方税法の改定に伴う関係条例の変更でありますので、しかるべく対応しているものと判断いたしますが、国保に関しては、今後保険者としての県との関係が出てまいりますので、これまで以上に自治体の取り組みをしっかりと確立する姿勢が——今も部長から内容の紹介がありましたけれども——求められていることは必至であります。この姿勢と取り組みの有無によって、本町の被保険者の皆さんへの影響も相当変わってくることもつながる問題でありますので、この点、これまで以上にその辺の町としての責務をしっかりと発揮できる体制と方針を確立することを強く求めておくものであります。

次に、反対の住宅新築資金の特別会計についてであります。

従前から申し上げておりますように、もうこの会計は公費の拠出なしには仕舞いようがないことは町長も御承知のとおりであります。単純に自治体が金貸し業に取り組むことが間違いとして括れる問題ではありません。それは、自治体の取り組みが住民生活を支える事業として本貸し付け制度などに取り組むからでありますし、今後も独自の取り組みとして同様の住民生活応援に資する取り組みはあってもおかしくありません。問題は、取り組んだ事業が悪いのではなく、その貸し付け方や回収の事務の内容のずさんさが招いた結果と推察します。町長御自身、就任3年目ですので、一連の貸し付けには全く関知なさっていないわけですので、客観的に見られるものと存じます。ただ単に事務処理をこなし、仕舞をつけるだけにとどまらずに、問題点の究明をきちんとこなされまして、教訓化し、今後の展開へと生かしていくことが今日の努めと心得ます。そして、先送りすることなく説明責任をきちんと果たされまして、粛々と事務処理をこなされんことを求める次第であります。

こうした観点での取り組みのないまま、事務的に毎年の不足分を翌年度から繰り上げ充用することは、自治法上認められている処理策とはいえ、妥当な処理として認めるわけにはまいりません。よって、本住宅新築資金特別会計には反対をいたします。

以上、9本中8本を承認、1本を否認というところで討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 承認第1号から承認第9号までの9本の専決処分について討論を行います。

態度表明といたしましては、9件全て賛成の立場からのものでございます。

承認第1号の平成27年度一般会計補正予算につきまして、年度末の精算を適正に処理されたものであり、発生した余剰金については基金に積み立てられています。基金は将来の備えとなるもので、この補正予算処理は妥当と言えます。

承認第2号から第6号までの特別会計につきましても、年度末の精算によるもので、全て適正に予算処理が行われています。

承認第7号の平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に

については、債権の回収を行っている住新回収管理組合とも密に連携をとられており、現段階でとり得る会計的手段としては、繰り上げ充用は最も適切な処理であると判断いたします。したがって、問題はなく、承認すべきと考えます。

承認第 8 号の町税条例の一部改正、承認第 9 号の国保税条例の一部改正については、地方税法等の改正によるもので、当然の措置であります。

以上、9 件についての賛成討論を終わります。

議 長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第 1 号から承認第 6 号までの承認案について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第 7 号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第 8 号と承認第 9 号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次の議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第 14、議案第 33 号、平成 27 年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第 30、議案第 49 号、川西町道路線の認定についてまでの 17 議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、議案第 33 号から議案第 48 号までの平成 27 年度の一般会計、介護保険事業勘定特別会計及び介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算並びに条例等の改正について御説明いたします。

まず、議案第 33 号、平成 27 年度川西町一般会計補正予算についてでござい

ます。

5 ページを御覧ください。歳入の部といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の増、同給付事業費委託金の減、自治総合センターコミュニティ助成金及び消防団員退職報償金の増が見込めることにより、147万3,000円の増額をお願いするものです。

歳出の部については、7 ページをお開きください。

款2.総務費におきまして、電気料金値上げに伴う光熱水費91万8,000円の増額をお願いするものです。

款3.民生費 項1.社会福祉費におきましても、電気料金値上げに伴う介護保険サービス勘定特別会計への繰出金等49万3,000円の増額をお願いするものです。項2.児童福祉費においては、先ほど歳入の部で説明いたしました子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の増、同給付事務費委託金の減、学童保育所の電気料金値上げに伴う光熱水費の増との経費を差し引き24万4,000円の減額をお願いするものです。

8 ページを御覧ください。款4.衛生費におきましても、電気料金値上げに伴う光熱水費44万7,000円の増額をお願いするものです。

款7.消防費におきましては、消防団員退職報償金による報償費90万9,000円の追加をお願いするものです。

款8.教育費 項2.小学校費におきまして、電気料金値上げに伴う光熱水費等126万2,000円の追加をお願いするものです。項4.中学校費におきまして、式下中学校耐震工事の設計額確定によるもの及び栄養士賃金の減に伴う川西町分担金の減429万3,000円の減額をお願いするものです。9 ページを御覧ください。項6.社会教育費におきまして、文化会館の光熱水費及び空調設備修繕費の追加などに162万3,000円の追加をお願いするものです。項7.保健体育費におきましても、中央体育館の光熱水費について35万8,000円の追加をお願いするものです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ147万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成27年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,642万9,000円となります。

次に、議案第34号、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

8 ページを御覧ください。歳出といたしまして、款2.総務費におきまして、制度改正に伴うパンフレット等の印刷費18万1,000円の増額をお願いするものです。

款2.保険給付費につきましては、今年度から適用となる第7期介護保険事業計画に基づく経費の追加180万8,000円の増額をお願いするものです。

9 ページを御覧ください。款3.地域支援事業費につきましては、制度改正に伴う委託事業を、項3.任意事業から項1.介護予防事業への変更及びグループホーム利用者への利用者軽減助成金の追加など、107万6,000円の増額をお願い

するものです。

歳入につきましては、介護保険料及びこれらの歳出に対応いたしまして介護給付負担金や調整交付金などの介護保険制度上の国・県支出金などの増額となります。

以上により、歳入歳出それぞれ306万5,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、同会計の総額は、7億3,500万7,000円となります。

次に、議案第35号、平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

5ページを御覧ください。歳出といたしまして、款1.総務費におきまして、電気料金値上げに伴う光熱水費52万2,000円の増額をお願いするものです。

款2.サービス事業費におきまして、デイサービス、グループホームの食費の値上げに伴う食事提供委託費210万4,000円の増額をお願いするものです。

歳入につきましては、これらの歳出に対応いたしまして、利用者の負担金、繰入金等の増額で対応いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ262万6,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、同会計の総額は、1億1,686万6,000円となります。

以上が平成27年度の補正予算関係であります。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明いたします。

議案第36号、川西町表彰条例の一部改正についてから、議案第43号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正までの8条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に対応して条例の一部を改正するものです。

議案第36号、川西町表彰条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、当該法律の改正に伴う教育長の位置づけの変更を行うものです。

次に、議案第37号、川西町議会委員会条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これも当該法律の改正により、従来の委員長と教育長が一本化され、新たな教育長が設置されたことによる改正でございます。

次に、議案第38号、川西町行政組織条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これも同様に、法改正による総務部の分掌事務の追加を行うものでございます。

次に、議案第39号、川西町職員定数条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、法改正により、本条例中の引用条文の条ずれに伴う改正を行うものです。

次に、議案第40号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、当該法律の改正により、教育委員会教育委員長の職が廃止されたことによる教育委員長の報酬規定の削除を行うものです。

次に、議案第41号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これも当該法律の改正により、教育長が常勤特別職に位置づけられたことにより、同条例中に教育長の給与及び旅費を定めたものでございます。

次に、議案第42号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてでございます。

1枚おめくりください。これも同様の法改正により、教育長が常勤特別職に位置づけられたことにより、同条例を廃止するものです。

次に、議案第43号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これも当該法律の改正により、教育長が常勤特別職に位置づけられたことにより、同条例中の教育長の規定を削除するものでございます。

次に、議案第44号、川西町ふるさと応援基金条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、寄附された寄附金についての用途をより明確にするために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号、川西町立学校施設整備基金条例の廃止についてでございます。

1枚おめくりください。これは、川西小学校の整備が終了したことによる条例の廃止でございます。

次に、議案第46号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税条例の附則の一部改正を行うものです。

議案第47号、川西町福祉施設条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、ぬくもりの郷デイサービス事業及びグループホーム事業の管理について指定管理者制度を導入できるよう改正を行うものです。

次に、議案第48号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び関係基準等の改正により、本条例において保育所等に係る人員の算定に准看護師についても保育士とみなすことの条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第49号、川西町道路線の認定についてでございます。

これは、川西町へ寄附を受けた道路の登記が完了した道路について町道認定をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（寺澤秀和君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました日程第14、議案第33号から、日程第30、議案



第49号までの17議案につきましては、12日に審議をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認めます。よって、さように決しました。

続きまして、日程第31、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第32、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任について及び日程第33、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についての3議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員として就任していただいております石田貞子委員再任に関する推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてでございます。

同意第2号につきましては、現在、公平委員会委員として就任していただいております上田修三委員の再任につきまして御同意を願うものでございます。

続きまして、同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

同意第3号につきましては、現在、固定資産評価審査委員会の委員として就任していただいております丹羽弘昌委員の辞任に伴う後任として、宮本新一委員の選任につきまして御同意を願うものでございます。

宮本氏は、昭和26年1月1日生まれでございます。氏は、奈良県職員として県税事務所勤務経験もあり、固定資産の評価に関する知識及び経験を有しております。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長(寺澤秀和君) お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号については、異議がないものとして答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。

次に、説明のありました同意第2号及び同意第3号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号、川西町公平委員会委員・上田修三氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員・宮本新一氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和君) 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意することに決しました。

続きまして、日程第34、発議第3号、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長(吉岡伸晃君) 発議第3号 農業委員会委員の推薦について

農業委員会に関する法律第12条第2号の規定により、川西町農業委員会委員を推薦するものとする。

平成27年6月8日提出

川西町議会

#### 記

住所 奈良県磯城郡川西町大字下永1319番地

氏名 安井秀行

生年月日 昭和17年6月15日生

議長(寺澤秀和君) お諮りいたします。

本件について、安井秀行氏を推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和君) 異議なしと認め、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

ただいま同意及び推薦いただきました固定資産評価審査委員会委員の宮本新一氏と農業委員会委員の安井秀行氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

(宮本新一君、安井秀行君 入場)

議長(寺澤秀和君) 宮本様、よろしく申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員(宮本新一君) ただいま御紹介にあずかりました宮本新一でございます。

固定資産評価審査委員として、県税事務所職員時代の経験と知識を活用して頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

議長(寺澤秀和君) ありがとうございます。

それでは、安井様、よろしく申し上げます。

農業委員会委員(安井秀行君) 失礼いたします。川西町下永の安井です。

このたび、川西町農業委員会委員に推薦していただき、ありがとうございます。  
また、職責の重さを感じている次第です。

今後、川西町農業発展のために尽力いたしますので、皆様方の御指導と御鞭撻  
をよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

議 長（寺澤秀和君） ありがとうございます。御苦労さまでした。

（宮本新一君、安井秀行君 退場）

議 長（寺澤秀和君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日より11日までは休会とし、6月12日午前10  
時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

（午後0時32分 散会）

平成 2 7 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

平成27年川西町議会第2回定例会会議録（再 開）

招集年月日	平成27年6月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成27年6月12日午前10時宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和      9番 森本修司 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      理事兼総務部長兼産業建設部長 河井美樹 福祉部長 下間章兆      会計管理者 松本雅司 教育次長 栗原 進      水道部長心得 福本哲也 総務課長 奥 隆至      財政課長 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉岡伸晃 議会事務局 高木敬子 モニター係 飯田浩之	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福西広理 議員	4番 伊藤彰夫 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成27年6月12日(金)午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1	議案第33号～ 議案第49号	質疑・討論  採決
	(追加日程)	
第2	選挙第4号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
第3	発議第4号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について
第4	発議第5号	日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案を求める意見書について

(午前10時00分 再開)

議長(寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより審議に入ります。

議案第33号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第49号、川西町道路線の認定についてまでの17議案について、質疑ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、さきに通告してありますように、大きく4点お伺いいたします。33号の一般会計の補正予算、35号の介護保険のサービス勘定特別会計の補正予算、それと、条例関連では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関連して、それから、47号の福祉施設条例の一部改正についてであります。

一般会計補正予算でありますけれども、今般、電気代の値上げに伴うて、それに対処するべく補正が組まれているところであります。加えて、今年度、電力会社との契約を入札して決め直して、少しでも安い電力をとということで歳出の抑制を図っていかうという計画のようであります。一つの節電ということですが、その点で、これまで懸案になっておりますが、本町の電源、電力の源の自然エネルギー化についてお伺いいたします。

現在、公共施設の屋根を電力会社・発電会社に提供するというところで言いますと、役場の出費が起りませんので、そういう点では、業者からの申し出もあるようで、若干方途を探っているとのことであります。もう1つは、同じく太陽光発電を、市民出資型の市民発電を含めて役場が率先して自然エネルギーの構築に向けて取り組んでいくという問題でありますけれども、こちらのほうは進捗なしとのことであります。

これらの取り組みは、節電対策とともに温暖化防止策として一定の社会的な役割があるものと考えますけれども、こういった問題に対する町長の御所見並びに当面のこの分野での方策についてお尋ねをいたします。

加えて、町内の電灯のLED化、庁舎や街灯等、役場が管理しているもの、自治会が管理しているものがありますけれども、それらの電灯のLED化に対する取り組みの方途をお示しいただきたいと存じます。

35号の介護サービス勘定であります。

こちらは、デイサービスやグループホームでの食費の値上げに伴います補正であります。グループホームにおきましては、1,000円を超える分については所得に応じて役場からの助成がなされるということですが、後の議案にもありますように、来年度から指定管理に移行ということになっております。指定管理後もそういった利用者負担との関係で言いますと、町が工面する、そういう手だてを図れる仕組みというのはあってしかるべきと存じますが、その辺の取り組み

方、方策についてお尋ねをいたします。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関連してでありますけれども、こちらのほうは、先だつての本会議での同僚議員からの質問への答弁でも、町長も前向きに受けとめておいでのようでありまして、新制度を有効に活用して取り組みたい、こういう旨をおっしゃっておられました。

教育における政治的中立性というのは欠いてはならないことは言うまでもありませんけれども、この点、今の旧制度で言いますと、教育委員会の独立性というのはきちんと保たれていますけれども、新制度になりますと、そこに首長さんが参画をしていけるという仕組みになってきます。こうなりますと、首長さんの姿勢いかんで中身が大きく左右されることにもなりかねませんので、中立性を担保するということと言いますと、制度上の一つの矛盾が新制度では生じてくるものと、かように思いますけれども、この辺の問題点について、町長の御所見をお伺いしておきたいと存じます。

それから、最後、47号、福祉施設条例についてであります。指定管理については当面郡内ということでお伺いしておりますけれども、この公募の範囲については、将来も含めどのようにお考えか、お示しいただきたいと存じます。

以上であります。

議長（寺澤秀和君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にございました一般会計補正予算について、介護サービス勘定特別会計補正予算について、福祉施設条例の一部改正については担当部局より御説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関しては私のほうから述べさせていただきます。

まずは担当部局より御説明させていただいて、その後、私のほうから御説明させていただきます。

議長（寺澤秀和君） 理事。

理事兼総務部長（河井美樹君） まず、議案第33号、一般会計の補正に関しては、私のほうからお答えさせていただきます。

電気料金の補正に関しましては、6月に関西電力の家庭用電気料金について、経済産業省の認可を受けて値上げ幅が8.3%と決定されました。また、工場やビルなど高圧・特別高圧の電気を使用している電力自由化分野の事業所等の電気料金についても値上げされます。

このことを受けまして、環境への負荷低減に配慮した電力の調達を目的として、本町でも電力の入札を実施いたします。対象施設は、役場庁舎、文化会館、小学校、ぬくもりの郷、中央体育館、保健センター、ふれあいセンターでございます。

次に、川西町における再生可能エネルギーへの取り組みの一方策として、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を、議員お述べのとおり、業者の提案を受けたことで検討しております。これは、既存の町有施設の屋根及び公有地を民間事業者が活用し、自らパネルを設置して電力会社へ売電することで収益を上げ、町は屋根の使用料等を得つつ、初期投資なしで再生可能エネルギーを普及させる



ものです。

現在、町有施設における構造上の安全性、事業採算性、事業継続性などを分析しており、そのスキームについての評価を進めております。また、町内に立地している企業に対しては、平成26年度より本町の企業立地奨励金制度におきまして、環境施設奨励金を設けまして、企業における発電設備に対し、固定資産税相当額を翌年度に交付する制度を実施しております。

次に、家庭向けの太陽光発電導入助成制度につきましては、町としての助成制度はなく、引き続き県の再生可能エネルギーの導入補助金制度を案内しております。

最後に、街灯や町内施設のLED化についての御質問ですが、器具の故障等により修理の必要なものについてはLED照明に変更してきておりますが、東日本大震災後、原子力発電の見直し等により電力供給に余裕がない状況であり、電力削減のためにも省電力で明るいLEDの導入を進めるべきとは考えておるところでございますが、全ての照明をLED化するのは莫大な費用がかかることから、国・県等の適切な補助金・交付金を活用しながら、照明の更新時期等、適切な時期に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

議長（寺澤秀和君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） それでは、私のほうから、介護サービス勘定の補正につきまして福祉施設条例についてお答えさせていただきます。

現在、ぬくもりの郷グループホームにおきまして、1日当たり780円の食費をいただいておりますが、平成17年の介護保険制度改正によりまして、施設給付の食費の基準額が1日当たり1,380円になったという形で、今までそのまま据え置きしておったんですが、ぬくもりの郷デイサービス及びグループホームの食事をこの基準に準じた額に改正させていただいたというようなことであります。

それで、グループホームで所得段階1から3の利用者の方の負担増を考慮いたしまして、日額1,000円を超える食費に対して380円の助成額を上限として、利用者の方に軽減措置を実施されている事業所に助成する制度を設けさせていただきました。この事業は、介護保険地域支援事業の任意事業に位置づけされる制度で、川西町グループホーム家賃等助成事業というのを立ち上げ、指定管理に移行後も、また、ぬくもりの郷グループホームに限ることなく、本町指定のグループホーム全ての事業所に適用される制度となっておりますので、指定管理に移行後、あるいは本町が指定しているグループホームへ入所の方にも適用するというようになっておりますので、よろしく願いいたします。

今後ますます介護サービスの向上につきまして努めてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、川西町福祉施設条例の一部改正につきましてですが、通所介護施設ぬくもりの郷デイサービスセンター及び認知症対応型生活介護施設ぬくもりの郷グループホームは、現在、川西町福祉施設条例第18条の規定によりまして、

社会福祉法人いわれ会に業務委託するということにより運営させていただいております。昨今、利用者さんのサービスのニーズも高まりまして、また複雑化しております。提供サービスの向上と施設設置の目的により一層の効果的な運営を達成するために、当該施設の管理につきまして指定管理者制度を導入できるよう改正をお願いするところです。最速で平成28年度からの移行を念頭に、現在準備を進めさせていただいているところです。

指定管理者の募集枠につきましては、議員お述べのように、磯城郡内で事業を展開されている、または磯城郡内に主たる事務所を置かれている法人等を対象に募集する予定でございます。初回でありますことから、現在利用されている方々のサービス環境の変化も最小限度にとどめる配慮等を視野に、地域を熟知され、かつ地域とかかわりのある事業所に管理をお願いしたいといった理由から、まずは磯城郡内に限定させていただいているというところでございます。

御質問いただきました公募の範囲につきましては、次回以降、2回目以降、郡内から県内も視野に入れ、範囲の拡大につきまして今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） それでは、私のほうから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律関連についてお答えさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律においての今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、地方教育行政における責任体制を明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等が行われたものでございます。その中では、教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直しの3つを重点としております。

御質問にある首長の参画による政治的中立性の担保については、教育委員会は引き続き執行機関として残り、総合教育会議で首長と協議調整は行うが、執行権限は教育委員会に留保されることとされております。また、今回新たに設置されました総合教育会議につきましては、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に構すべき施策などについて協議調整をする場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たっていくこととされております。

これらを踏まえまして、教育行政につきましては、引き続き教育の中立性を尊重しながらの参画としてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） 芝和也君。  
11番議員（芝 和也君） まず、自然エネルギーに関してであります。取り組みとしては、前向きに、行けるところから手を出して行きたいと。LED化の街灯への変更についても、適切な時期を見きわめながら、また、有効に働く補助制度等を見ながらやっていく、そういうふうな話であったかと思えます。

役所としては、電気代をどう節約していくか、直接の歳入歳出の問題にかかってくる面が一つと、もう一つは、いわゆる環境に対して役所がどう考えているのかという、その辺の姿勢、目的意識的な問題、両方がここにはかみ合ってくるものだと私は思っているところであります。そういった社会的に果たすべき役割、温暖化対策、防止に対して役所としてどう手を打っていくのか、その辺の意義が問われているものだと思います。

そういう観点で、町長御自身、この取り組みに対してこれからのお考え、また見方、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、LED化についてですけれども、適切な時期を見ながらということでしたので、まだ年次計画的なものを立てているという状況ではまだないということかと存じますが、その辺、確認しておきたいと思います。

それから、介護サービスについてであります。制度移行後もそれはOKということでありましたので、役所としての裁量がきちんと発揮できるという観点で今後とも努めていただきますように、お願いをしておきます。

それから、地方教育行政の関連でありますけれども、制度は、今、町長がお述べいただいたとおり、それにのっとってこれから取り組みを進めていかれるということでありますので、それはそれで結構な話であります。中立性を尊重してまいるということでありました。だから、仕組み上は、首長さんの姿勢によって大きく左右されるということになるかと思うんです。中立性を尊重する首長さんの姿勢によって左右される問題ではないかと、かように思いますが、その辺、町長御自身、現在の山嶋教育長の任期が終わりますと、この新制度で取り組みが始まるということでありますので、それに向けまして、これこれ、かくかくしかじか、こういう指針を持って取り組みに臨んでまいりたいというふうなことを、議会、そして住民の皆さんにきちんとお示しをいただいて、その上でそういった教育行政に町長自身が新制度の上で臨むのも一つの方法ではないかと、かように思います。そこら辺、中立性を担保する、尊重しながら進めていく上での具体的な取り組みとして、その取り組み方としては、今のような皆さんに示した上で取り組みに入るというのが一つの手ではないかと存じますが、その辺、お考えをお伺いしておきたいと存じます。

指定管理のほうは、初回は郡内ということ、あとは次回以降は広く全体を見ながらということでありましたので、それはそれで経過を見ながらの方法で進めていただければと思います。

以上であります。

議 長（寺澤秀和君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 電源等の話でございますけれども、町としましては、引き続き節電・省エネを進めることで環境に配慮していきたいと考えております。

特に、今回電力の入札を実施しますけれども、これについて、仕様書に環境への負荷低減に配慮した電力調達ということを掲げておりますので、その辺で町として環境に配慮しているという姿勢を見ていただければと思っております。

次に、LEDの年次計画については、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、地方教育行政に関する姿勢ということなんですけれども、総合教育会議というのは、会議は原則公開でございます、議事録も作成・公表されるということでございますので、その中で首長の発言等、姿勢を見ていただけるのではないかと考えております。引き続き教育の中立性を尊重しながら参画してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（寺澤秀和君） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、今般提案されています議案第33号、平成27年度一般会計補正予算についてより、議案第49号、川西町道路線の認定についてまでの17議案に対する討論を行います。

態度表明は、全て賛成の立場からのものであります。

まず、予算関係の3本についてであります。一般会計では、電気代の値上げに対応するべく不足分の増額補正、介護保険事業勘定特別会計では、サービス利用実績の見積もり不足による事態解消のための増額補正、介護保険サービス勘定の特別会計では、デイサービスとグループホームの食事代の値上げに伴う増額補正がそれぞれ組まれております。いずれも実情に見合っただけで対応するべく組まれているものばかりですが、これは27年度の本予算でありまして、さきの3月議会に出して、そしてこの6月で見積もり不足がわかりましたので、それを補正するというような流れであります。

今回のような事態は、事前にその発生が察知できるものと判断しているところですが、そういう点では、当初の予測と計画をより入念に取り組んでしかるべきかと存じます。以後、これらには十分に留意して取り組まれないことを申し述べておきます。

次に、条例関係であります。36号から43号までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の見直しが諮られているものでして、これは政策判断云々の問題ではありませんので、手続については適正に処理されているものと判断いたします。

44号のふるさと応援基金条例の一部改正は、寄附金への対応をより明確にするものでして、本町でも今年度より寄附金に対して記念品をつけたことによる変化もあることでしょうし、この条文の変更については異論はありませんが、この制度が始まって、各地の自治体で商品が配られるようになり、税制上の措置も図られるなど、一連の流れを通じて見ていますと、どうもふるさと応援の趣旨が本

来の方向から大分それてきているなど、そういう節も感じている次第であります。制度の趣旨をしっかりと含んで、本町の取り組みに感銘したことで応援くださる皆さんからの寄附として有効に働く制度となるよう、町長を先頭に意識的に職務に携わられんことを求めるものであります。

45号は、事業終了に伴い該当する条例の廃止、46号は、地方税法の施行令の改定に伴うものであり、適正に処理がなされているものと判断しております。

47号の指定管理につきましては、利用者の皆さんに指定管理になってよかったなど感じてもらえて何ぼのもんでありますので、運営開始後になりますが、その辺の見きわめを事細かに進めながら行政の役割と能力をきちんと発揮されんことを申し添えておくものであります。

48号の保育に関する条例改定は、国の基準が緩和されたことに伴い、それに準じての変更ですので、役所の判断の及ぶ余地はありませんが、事は子どもにかかわる分野の話でありますので、行政としては保護者の視点はもちろんのこと、保育を受けている子どもの身になって、その状況がどうであるかをしっかり見きわめる努力を怠りなく努めていただくように申し添えておきます。

49号の道路線の認定については、適正に処理され、移管されているものと判断しております。

以上、今議会に上程されました議案第33号から49号までの17議案に対する賛成の立場での討論を終わります。

議長（寺澤秀和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第33号から議案第35号までの3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（寺澤秀和君） 賛成全員より、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号から議案第49号までの14議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（寺澤秀和君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、選挙第4号、奈良県広域高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、発議第4号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について及び発議第5号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案を求める意見書についての3議案を追加議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 異議なしと認め、追加議題といたします。

日程第2、選挙第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が3名生じたため、町村議会議員から3名を選出することになりますが、4名の立候補がありますので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

(議場閉鎖)

議長 (寺澤秀和君) ただいま出席議員は12名です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番議員 石田三郎君、6番議員 今村榮一君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 異議なしと認めます。よって、立会人に石田三郎君、今村榮一君を指名いたします。

投票用紙を配付してください。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

(投票用紙配付)

議長 (寺澤秀和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長 (寺澤秀和君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、白票は無効といたします。  
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

(投票)

議長(寺澤秀和君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和君) 投票漏れなしと認め、投票を終了し、開票を行います。  
石田三郎君、今村榮一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(寺澤秀和君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 10票

無効投票 2票

有効投票中、

森田 瞳君 2票

青木義勝君 2票

堀口 誠君 0票

木澤正男君 6票

以上のとおりです。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(寺澤秀和君) ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

続きまして、日程第3、発議第4号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番議員 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、今般、年金積立金の株式運用拡大を戒める意味の意見書の議決を求めて、日本労働組合連合会奈良県連合会中和地域協議会より陳情が参りまして、森本修司議員、安井知子議員の賛同を得まして提出いたしました意見書について、提案の趣旨説明を申し上げます。

案文にもありますように、公的年金は国民の老後の暮らしを支える大切な財産であることは言うまでもありません。この間、年金積立金管理運用独立行政法人は、資産の構築を名目に、積立金の株式運用を手がけてまいりましたが、思うような成果は出ておりませんでして、数年前に出た損失をようやく埋め戻したような状況にあるようであります。

このことから、大きなリスクを伴うことは紛れもない事実でありますし、肝心の年金積立金管理運用独立行政法人は、政府の後押しもあって、国内株式の運用比率をこれまでの12%から25%に高める変更を行い、最大34%までを可

能としています。このように、公的年金の資金運用で国債を減らして株式運用を増やすということは、利回り不足を口実に、国民の大切な財産である年金積立金を損失の危険性の高い資産運用に使うことでありまして、管理すべき法人の取り組みとしては本末転倒と言わざるを得ませんし、穴をあけた場合、その責任は誰も負うことができないわけでありまして、無責任きわまりない話であります。

したがいまして、こうした年金積立金の株式運用の拡大は即刻取りやめて、リスクの高いこうした投機的な運用に策を講じるのではなく、利権と腐敗の温床とも言われている過大な年金積立金そのものを計画的に取り崩し、報酬比例の年金給付水準を維持するために活用することこそ、本来の道であると私は考えます。

この意見書では、こうした観点から、本来の年金積立金の使い道に軌道を修正し、かつ、そこに広範な国民の声が反映する仕組みの構築を求めているものでありまして、住民の皆さんの暮らしの安定に資する取り組みとして大いにプラスに働くものと考えます。

議員の皆さんには、懸命なる御判断をいただきまして、何とぞ御議決賜らんことをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（寺澤秀和君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第4、発議第5号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案を求める意見書について、御説明を申し上げます。

この意見書は、昨年7月、安倍政権が憲法の解釈を勝手に変えて内閣の一存で閣議決定した、集団的自衛権の行使容認の具体化に向けて立法化を図るために、まず手始めに出してきた一連の関連法案の廃案を求めようと、中嶋正澄議員、松本史郎議員の賛同を得まして提出をした次第であります。

皆さん御承知のとおり、今度の立法化で何が変わるのかといいますと、それは、仕組み上は我が国がどこからも武力攻撃を受けていなくても、自衛隊が地球上のどこへでも出かけていけて、かつ、そこで行われている米国など他国の紛争と一緒に参加し、そこで武力行使が可能になるということでありまして、今までは憲



法上絶対にできなかった海外での自衛隊の戦争への参加が、したらあかんとする憲法の規定はそのままにしておいて、時の政権の解釈でできてしまう仕組みにつくりかえられてしまうということでもあります。つまり、権力者を縛っている憲法が憲法でなくなってしまうということにほかなりません。

このことは連日国会審議が行われておりますが、憲法の規定を180度覆すことになるこの法案は、政府がどう言い繕おうとも違憲立法であることがいよいよ明瞭となり、先だつての憲法審査会の学識経験者による参考人意見陳述では、与党推薦の憲法学者でさえも、今度の法案は違憲立法であると語る状況となっております。

今や国民世論は、政府の説明責任が不十分と考えているのは8割を超え、自衛隊員が負うリスクについても、7割前後が負うとしています。立法化に反対は6割を超える状況に近づきつつあります。本法案の成立に対しては完全に反対が趨勢となってきています。

最後に、日本弁護士連合会が先日10日に国会内で開きました超党派の院内勉強会での政府与党であります自民党の村上誠一郎衆議院議員の発言を紹介させていただきます。村上議員は、解釈改憲の手口に触れられまして、「このことで突破口を開けば、主権在民、基本的人権に至るまで、時の政府の恣意によって憲法を曲げることができてしまう、大変な民主主義の危機にある」とお述べであります。全く同感であります。

見てまいりましたように、内容もでたらめですが、そのやり方もでたらめな今度の国際平和支援法と平和安全整備法の一連の法案は、自衛隊が海外で武力行使し、日本の国が戦争へ踏み出すことにつながる法案にほかなりません。よって、その廃案を求めようとする意見書であります。

議員の皆さんにおかれましては、懸命なる御判断をいただきまして、何とぞ御議決賜らんことをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（寺澤秀和君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成27年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和君） これをもちまして、平成27年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年6月12日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第2号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第3号	平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第4号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第5号	平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第6号	平成26年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第7号	平成27年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第8号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月8日	原案承認
承認第9号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月8日	原案承認
議案第33号	平成27年度川西町一般会計補正予算について	6月12日	原案可決
議案第34号	平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月12日	原案可決
議案第35号	平成27年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	6月12日	原案可決
議案第36号	川西町表彰条例の一部改正について	6月12日	原案可決
議案第37号	川西町議会委員会条例の一部改正について	6月12日	原案可決
議案第38号	川西町行政組織条例の一部改正について	6月12日	原案可決
議案第39号	川西町職員定数条例の一部改正について	6月12日	原案可決
議案第40号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6月12日	原案可決

議案第 41 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 42 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について	6 月 12 日	原案可決
議案第 43 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 44 号	川西町ふるさと応援基金条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 45 号	川西町立学校施設整備基金条例の廃止について	6 月 12 日	原案可決
議案第 46 号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 47 号	川西町福祉施設条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 48 号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6 月 12 日	原案可決
議案第 49 号	川西町道路線の認定について	6 月 12 日	原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 月 12 日	原案推薦
同意第 2 号	川西町公平委員会委員の選任について	6 月 12 日	原案同意
同意第 3 号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 月 12 日	原案同意
発議第 3 号	農業委員会委員の推薦について	6 月 12 日	原案可決
選挙第 4 号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	6 月 12 日	報 告
発議第 4 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について	6 月 12 日	原案可決
発議第 5 号	日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案を求める意見書について	6 月 12 日	原案可決